

## 《費用対効果分析説明資料》

事業名	道路改築事業(県道改築事業)	地区名等	名川階上線(剣吉踏切)
-----	----------------	------	-------------

## 【費用対効果の算定内容】

## 1. 費用対効果の算定根拠

算定の考え方は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(平成20年6月国土交通省)」による。また、具体的な算定手法については、「費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省道路局 都市・地域整備局)」及び「道路事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県)」によった。

本マニュアルにおいては、社会的余剰を便益(B)とし、整備に係る総費用及び維持修繕費を現在価値に割り引いたものを費用(C)として評価するものである。

再評価においては、技術指針の考え方により、「事業全体の投資効率性」と、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を除いた「残事業の投資効率性」の両者による評価とするものとした。

## 2. 事業全体の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 0.56 km)

○C:総費用= 1,559 百万円

## ○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	1,645	973	105	777
現在価値	1,638	113	34	1,559

(2)道路整備による便益

○B:総便益= 1,236 百万円 B':修正総便益= 1,806 百万円

## ○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	28	2	0			30		
現在価値	441	26	0	114	655	1,236	1.461	1,806

## 3. 残事業の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 0.56 km)

○C1:総費用= 606 百万円

## ○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	688	240	105	553
現在価値	600	28	34	606

(2)道路整備による便益

○B1:総便益= 1,236 百万円 B1':修正総便益 1,806 百万円

## ○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	28	2	0			30		
現在価値	441	26	0	114	655	1,236	1.461	1,806

## 【費用対効果分析の結果】

(事業全体)

費用便益比 B/C(再評価時点・事業全体) = 1,236百万円 / 1,559百万円 = 0.79

修正費用便益比 B'/C(再評価時点・事業全体) = 1,806百万円 / 1,559百万円 = 1.16

(残事業)

費用便益比 B1/C1(再評価時点・残事業) = 1,236百万円 / 606百万円 = 2.04

修正費用便益比 B1'/C1(再評価時点・残事業) = 1,806百万円 / 606百万円 = 2.98

**第三次青森県環境計画**  
**開発事業等における環境配慮指針チェック表**  
 (土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名: 県道改築事業) (地区名等: 名川階上線 剣吉踏切)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	<b>1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮</b>	
	<b>(2) 地形や地盤の改変に係る環境配慮</b>	
■	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模の低減に努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらへの影響の低減に努める。	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形の改変に当たっては、表土の保全と活用に配慮し、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用に努める。</li> </ul>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈泥池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止と早急な植栽や緑化対策などに努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。</li> </ul>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。</li> </ul>	平成24年度に予備調査を行い、必要に応じて平成25年度に本調査を行う。
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分に配慮するとともに、適切な緑化や擁壁等の多様な自然型工法などに努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水、流路の遮断、地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盛土や埋土を行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分に配慮し、地下水汚染物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、地下水や環境汚染の防止に努める。</li> </ul>	
■	<b>(5) 敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮</b>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植生の伐採、地形や地盤の改変などを行う場合の重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動が周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響の防止に努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低騒音・防振機器の活用、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。</li> </ul>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重機による地形改変などを行う場合は、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。</li> </ul>	
■	<b>(6) 土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮</b>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。</li> </ul>	

## (事業名:県道改築事業) (地区名等:名川階上線 剣吉踏切)

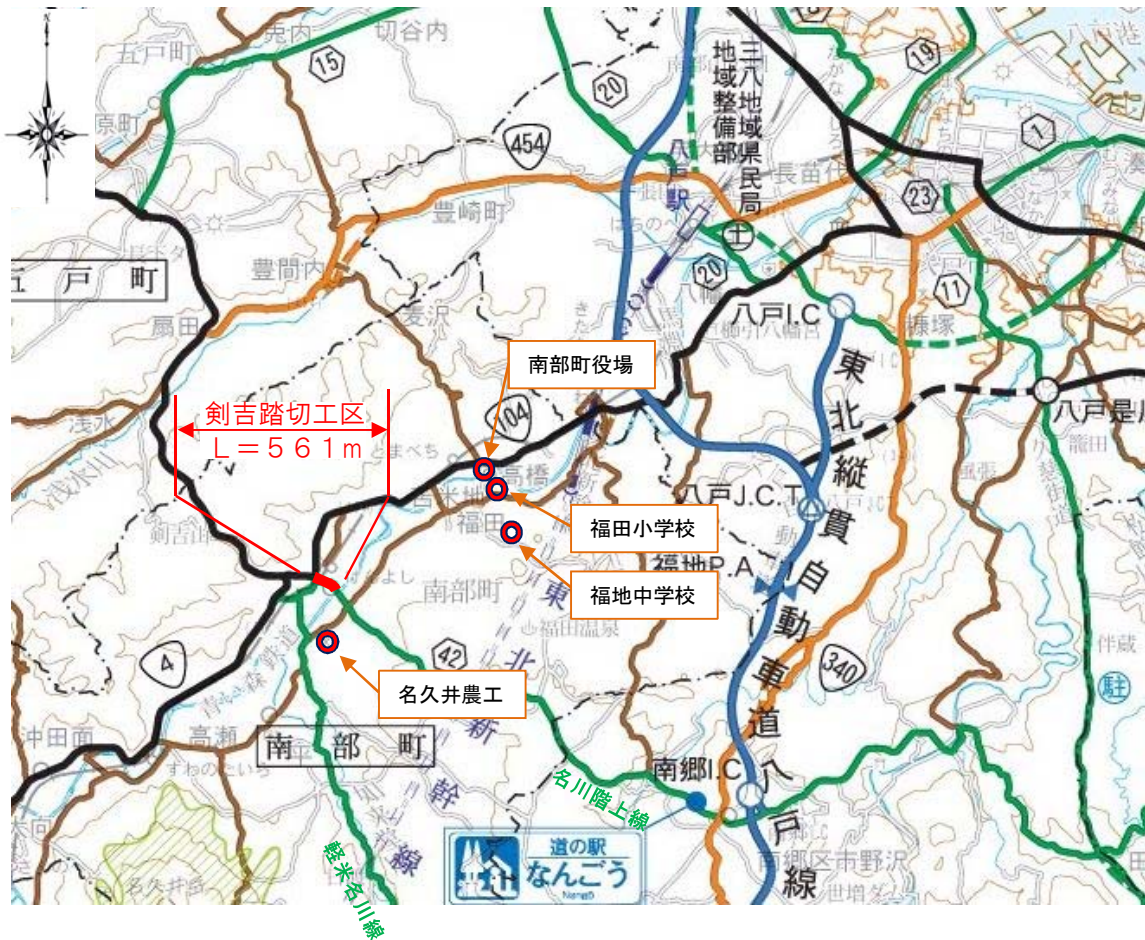
チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の地下水や土壌への影響の防止に努める。</li> </ul>	
■	<b>(7)廃棄物処理等への配慮</b>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。</li> </ul>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の解体に伴う建設廃材などではできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。</li> </ul>	
■	<b>2 建築物等の設置、建築・建設段階での環境配慮</b>	
■	<b>(2)基礎や地下建築物の建設に係る環境配慮</b>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎や地下建築物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの切断や破壊の未然防止に努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な基礎や地下空間利用などの地下建築物の建設に当たっては、地下滞水層の分断防止や排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止などに努める。</li> </ul>	
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。</li> </ul>	
■	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断などによる災害の未然防止に努める。</li> </ul>	

[全体計画図]

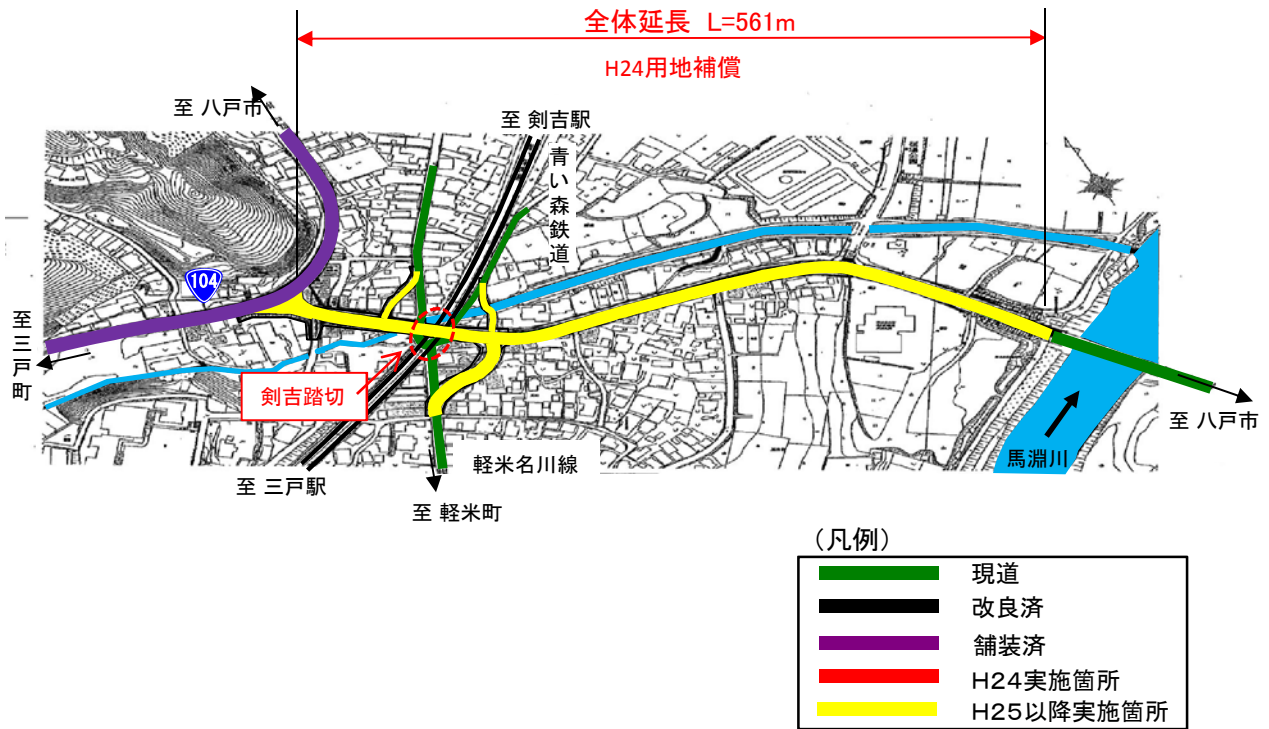
(1)事業実施個所位置図



(2)詳細位置図

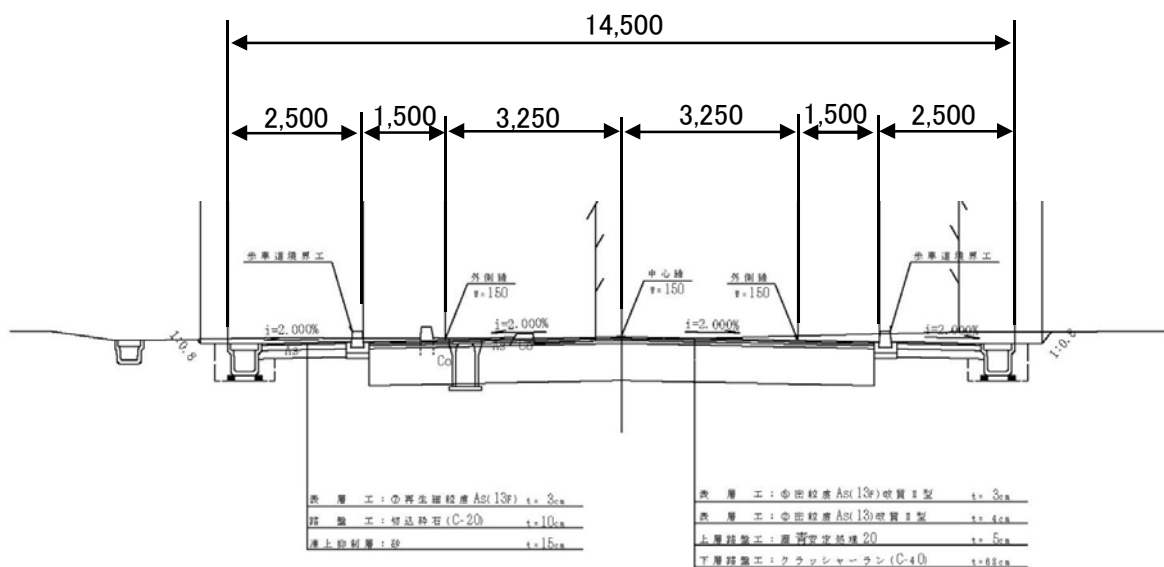


(3)全体計画平面図



[構造図]

○標準横断面図



## [現道の交通状況]

①



・踏切部で変則五差路となっており、安全な通行が確保されていない。

②



・歩道が一部未整備で歩行者の安全が確保されていない。

③



・変則交差点及び幅員狭小により、渋滞が発生